

長野県 飯島町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

平成24年12月に「飯島町議会基本条例」を制定。毎月開催の定例全員協議会のほか、随時開催の各常任委員会や議員研修を通じ、議員の政策形成能力の向上を図り監視機能強化に努めている。

1 他議会協議会との合同研修会の開催

例年、伊南4市町村で構成する伊南市町村議会連絡協議会、上下伊那の郡境に位置する4町村で構成する中部伊那町村議会協議会で研修会を開催し議員間の意見交換、情報共有等を行っている。そのうち中部伊那町村議会協議会にあつては各議会では抱えている課題を互いに出し合い、他議会の意見を取り入れながら県知事に課題改善を求める提言を行っている。

2 議員の資質向上

各常任委員会でテーマを決め先進自治体や先進団体への視察を実施。見聞を広めた先進事例は議員間で情報共有し、政策提言に生かせるように努めている。

3 所管課等との懇談

所管課と議会会期中に限らず懇談の機会を持ち、年度毎の重点事項や課題解決の取り組みについて聴取、監視を行っている。また、商工会や民生委員とのいった外部組織との懇談を通じ、課題点を洗い出し政策提言をするよう努めている。

4 オンラインによる委員会の開催

新型コロナウイルス感染症が蔓延し始めた令和2年2月頃から各種イベントや対面での会議等の機会が減少していた。

このような状況下、情報通信技術の発達により在宅によるリモートワークやオンライン会議へ移行しつつあったことから、令和3年12月定例会において議員発議によりコロナ禍による密を避けた委員会、大規模災害により参集不可の状況下でもオンラインによる委員会を可能とするため議会委員会条例を改正した。

(事績 2) 住民に開かれた議会

1 議会だよりの発行

年4回発行し、町広報とあわせて配布。議員自らが編集し、定例会翌月発行と早期創刊。一般質問は1人1ページ、文書量は各議員に一任し、余白がある場合は、写真や動画、委員会活動の紹介欄としている。

訴求力を高めるため、令和7年度より表紙にキャッチコピーを入れることとした。

誌面表紙にQRコードを掲載し、議会のFacebookやInstagramへのアクセスを可能としている。

議会広報モニターより住民から出された意見を誌面に掲載し、指摘点については改善するよう心掛けている。広報モニターとは紙面間でのやり取りのほか、令和6年度には懇談形式で直接、住民の声を聞いた。

2 住民懇談会の開催

議員個人の想いを演説する場としてではなく、住民から聞いた意見を行政・議会に届けることを目的として令和5年度より実施。

令和5年度は、各自治会に出向き、懇談した意見をまとめて議会の回答を付して回答を行った。また、自治会未加入の住民との懇談会も開催。

令和6年度は、再び各自治会との懇親会を実施したうえで、外国人の住民を対象に懇談会を開催。

令和7年度は、自治会に出向くのではなく自治会での課題を聞き、町と解決の橋渡しをすることを目的としている。また、自治会の役員だけではなく、女性・高齢者・子育て世代・小中学校のPTAや運動サークルなどを対象に幅広い住民からの意見を集めるように検討している。

3 出前講座対応

小中学生・一般向けに「幅広い活動を展開する町議会」と銘をうち出前講座メニューを用意している。依頼があった際、一般的には開放していない議員席や議長席、執行部席に座ってもらい議会を身近なものと感じてもらうとともに議長が出席し、住民からの質問等、生の声を聞くよう努めている。

(直近の実績)

令和6年度：小学6年生、ことぶき学級受講者 各1回

令和7年度：小学6年生

4 定数・報酬等検討小委員会による議員定数と報酬の検討

令和3年12月定例会において当時の町4区連絡協議会から議員活性化や定数削減に併せた報酬の増額に対する陳情があり、検討小委員会を発足した。

全国町村議会議長会における町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告をもとに議員活性化に向けた定数のあり方と現状の報酬に対する考え方をまとめ、令和6年6月に議員定数と報酬に対する町民アンケートを実施。その後アンケート結果を踏まえた議員報酬の改正案を町に提出した。

(事績3) 議員のなり手不足に真摯に向き合いその対策を講じている議会

1 議員のなり手セミナーの開催

令和7年4月改選の議員選挙に向け「町の議員ってなあに？」と銘をうち議員の仕事に興味のある方、立候補を考えている方向けのセミナーを議員主体で令和6年12月に講座を開催。説明資料は町議会にあった独自のものを作成し、受講対象年齢は主権者教育の観点から中学生以上とした。

当日は、出席者からの質疑応答や個別相談の時間を設けたほか、現職議員からの本音体験談があった。

2 まちびと政策プランナー会議の開催

令和7年4月改選の議員選挙への立候補者が増えるように町民の行政・議会への関心を高めることを目的に他町村にて実施されていた政策サポーター会議を参考に開催。

令和5年度は6月から会議を開催、10代から70代までの住民18名と議員12名を3グループに分け、町の課題を話し合い課題解決に向けた提言書を集め、全員協議会の協議を経て町へ提出する事業を実施している。

令和6年度は中学生12名が参加し、今後の町を担う若者の考えを議会が取り入れることのできる機会となった。

3 議会ハラスメント防止条例の制定

令和6年度の議会運営委員会の活動計画に女性議員増加を目的に議員に対するハラス

メント防止条例制定を掲げた。背景に内閣府男女共同参画局の調査で議員活動や選挙期間中に有権者、議員等から受けたハラスメント行為を受けた割合が男性 32.5%に対し、女性が 57.6%と多いことがある。

年間を通して研究、検討を進める中で女性に限らず議員個人の人格を尊重し、快適に活動、勤務する環境づくり確保が必要となった。制定にあたり議会運営委員会、全員協議会で検討を進める中で、執行側でも職員のハラスメント防止指針の見直しを行っていたため整合を図りつつ条例ではハラスメントの対象を、「議員から職員」、「議員間」、「議員から町民等」、「職員から議員」とすることとした。

令和 7 年 3 月定例会において議員発議され、全会一致で可決し令和 7 年 3 月より施行。